

○ 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則に規定する金融庁長官が定める企業会計の基準を指定する件（平成二十一年十二月金融庁告示第六十九号）

改正案	現行
（指定国際会計基準） 第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、平成二十五年十二月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。	（指定国際会計基準） 第三条 指定国際会計基準（規則第九十三条に規定する指定国際会計基準をいう。）は、国際会計基準であつて、平成二十五年十月三十一日までに国際会計基準審議会の名において公表が行われた別表二に掲げるものとする。